

(様式第1号)

平成29年度 第3回芦屋市環境審議会 会議録

日 時	平成29年10月31日 (火) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階 中会議室
出席者	会 長 久 隆 浩 副 会 長 岸 壽 子 委 員 井上 尚之 委 員 上田 久美子 委 員 近藤 博幸 委 員 多田 洋子 委 員 長城 紀道 委 員 藤之原 由喜 委 員 美濃 伸之 委 員 畑中 俊彦 欠席委員 伊藤 明子 欠席委員 帰山 和也 事 務 局 米村 昌純 事 務 局 三輪 知瑞 事 務 局 寺尾 祥吾 事 務 局 横田 愛里
事 務 局	環境課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	4 名

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 会 議

1) 委員出席状況の報告

2) 署名委員の指名

3) 3) 議 事

① 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に対する審査及び答申について

② 第4次芦屋市環境保全率先実行計画の進捗状況について（報告事項）

③ 第3次芦屋市環境計画の進捗状況について（報告事項）

(3) その 他

(4) 閉 会

2 提出資料

会議次第

芦屋市環境審議会 委員名簿

資料① 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書に対する意見について
答申書（案）

資料② 第4次芦屋市環境保全率先実行計画実績報告書
（平成28年度年間及び平成29年度第1四半期）

資料③ 第3次芦屋市環境計画実績報告書（平成28年度）

3 会議経過

開 会

事務局より開会挨拶

会 議

（1）委員出席状況の報告

事務局より、「委員定数12名中、9名出席。芦屋市環境審議会規則第5条第2項に基づき、本審議会は成立している」旨を報告。

（注：畑中委員からは事前に別件公務につき遅れるとの連絡があったため、開始時点での出席者数を回答）

（2）会議の公開・非公開の決定

出席委員の全会一致により会議及び会議録の公開を決定。

（3）署名委員の指名

芦屋市環境審議会規則第5条の2第2項に基づき、久会長より多田委員、藤之原委員を署名委員に指名。

（4）傍聴希望者の有無

出席委員の全会一致により傍聴希望者の入室を承認。傍聴希望者3名が入室。

（5）配布資料の説明

事務局より配布資料の確認。

議 事

① 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に対する審査及び答申について

（久会長）「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）についてはこれまで審議いただってきたが、既に委員各位がご承知のとおり、10月8日に株式会社神戸製鋼所（以下、「神鋼」という。）のデータ改ざん問題が発覚した。これを受け、兵庫県が準備書のデータ検証を行うと発表したところである。その後、データ改ざん問題や兵庫県の動向等に関して、事務局が得てい

る情報はあるか？把握している範囲で説明を求む」

(事務局) 「神鋼及び兵庫県に対して適宜情報確認を行っている。データ検証作業に関しては兵庫県より『検証方法を検討中であり検証時期が未定である』との回答を得ている」

(久会長) 「了解した。前回の審議会でも述べたとおり、現状ではデータ等に不備が認められないため、審議は現時点での準備書に対するものとして進め、答申をする形を取りたいと考えている。今後兵庫県等による検証結果が公表された際に、もしデータに不備が見られれば『データ不備につき答申不能である旨の答申を行う』、もしくは『正しいデータが得られた段階で再度審議及び答申を行う』流れを取りたいが、それによろしいか？」

(長城委員) 「つまり、本日の段階で答申案を一度確定させたいと？」

(久会長) 「準備書記載のデータ等に不備が見当たらない場合は確定させたい。準備書の内容に沿って我々としては審議や答申を進めてきたので。ただし、兵庫県等の状況を踏まえ、芦屋市長に判断いただく形にはなるが」

(長城委員) 「個人的な意見ではあるが、第2回芦屋市環境審議会(平成29年10月10日開催)から本日に至るまでの間に、次々と不祥事が発覚している。この状況を踏まえると、現時点で答申を固めてしまって良いものか疑問がある」

(久会長) 「準備書の記載内容に不備がないのであれば、(準備書に対して)当審議会はこれまで十分に審議を行ったことになるので、とりあえずは答申の準備をさせてもらおう。ただし、今後の状況によっては答申内容等が変わりうるので、対応を変えていただく旨を事務局より市長にお伝え願いたい。他に意見等はあるか？無ければ答申案について事務局より説明願う」

(事務局より答申書案の説明)

(久会長) 「今の内容について意見求む。前回までの議論も踏まえて答申書案を修正いただいたようだが、何か意見はあるか？」

(長城委員) 「先ほどの話と絡むが、今後の情勢によっては意見を変える余地がある等の留保が答申書案に全く記されていないようだ。『もし問題がある旨の検証結果や報告が得た場合、答申が変わりうる』旨を答申本文に記載すべきではないのか？」

(久会長) 「答申に含める場合、『1 はじめに』や鑑文に含めることが考えられるが、どこにすべきだろうか。本件は2段構えになっている。つまり、兵庫県知事が事業

者に対して直接意見を述べる立場にあり、芦屋市長は『周辺市長としての意見』を県知事に述べる立場にある。そして、芦屋市長が意見を述べるため、本審議会の答申や審査を求めている。兵庫県はデータ検証を行うとしているが、我々と兵庫県とでは若干立場が異なるのではないかと思う。※1

検証の結果、準備書に不備が無い場合は従来通りの審査結果や答申を市長に返すことになる。長城委員の意見は『データ不備があった場合、この答申書をどう取り扱うか』なので、少し切り分けた方が良いのではないかと私は判断している。つまり、『検証の結果、データ不備等があればこの答申自体を無効とする』旨を鑑文に含めてはどうか

(※1：「『提出された資料を(全て正しいものとして)審査する』本審議会の立場は、『意見を述べる』兵庫県知事の立場とは若干異なる」との見解)

(長城委員) 「特に問題ない」

(久会長) 「他に意見はあるか。無ければ、先ほどの内容(『検証の結果、データ不備等があればこの答申自体を無効とする』旨)や『不備があり、再提出がされた場合は再度審査をする』旨を鑑文中に記載されたい。文面等については私と事務局とで調整の上で決定することにしたいがよろしいか」

(長城委員) 「それ自体は良いが、私個人としては取りまとめ自体に反対であり、今回の審議会に提出された書類について気づいた点を述べたことをこの場で申し置きたい」

② 第4次芦屋市環境保全率先実行計画の進捗状況について(報告事項)

(久会長) 「事務局より説明を求む」

(事務局より第4次率先実行計画の進捗報告)

(報告中に1名の傍聴希望者があり、入室)

(久会長) 「何か質問等はあるか?無ければ私から。取組を頑張っていただいているようなので、引き続き取組を続けていただきたい」

③ 第3次芦屋市環境計画の進捗状況について(報告事項)

(事務局より第3次芦屋市環境計画の進捗報告)

(報告中に畑中委員が入室)

(久会長) 「何か質問等はあるか?」

(井上委員) 「基本目標⑤(循環型社会を創る)について聞きたい。資料によると、26年度や27年度に比べて28年度のリサイクル率が下がっているようだが、原因は何か。また、指標のリサイクル率はどのように算出しているのか」

(事務局) 「12分別に基づき回収した家庭ごみについて複数回サンプリングし、リサイクル可能な量を計算しているとのこと」

(久会長) 「リサイクルの総量はそれで分かるが、リサイクル率算出に必要な『分母』はどのように算出しているのか？」

(事務局) 「分母については現在本課で把握できていないため、原課に確認する。また、リサイクル率が下がっている原因も併せて確認の上、別途報告したい」

(久会長) 「承知した。他には何かあるか？」

(美濃委員) 「基本目標②(健康で快適な生活環境を創る)について、環境に関するHPアクセス数が増えている。公園に関する部分の増加が理由とのことだが、アクセス数を伸ばすため何か策を講じたのか？」

(事務局) 「項目ごとに検索件数を集計している。特にアクセス数を増やすための策は打っていないようだが、公園に関する部分が大幅に増えている」

(美濃委員) 「指定管理の運営会社が変わるといった変化は？」

(事務局) 「指定管理者を含め、27年度以前と28年度とで特に変わった点はないとのこと」

(久会長) 「特に手を打ったわけではないが、大幅増加した？」

(事務局) 「原課からは現時点では理由不明との回答があった。アクセス数が増加したページは総合公園に限らず市内の公園を紹介するページなので、民間の企画等で検索がかかった可能性はある」

(美濃委員) 「増加量が多いので、何らかの理由があっても不思議ではない。もし増加した理由が分かれば教えてほしい」

(久会長) 「政策に限らず、周辺の講座等で参照するよう周知されたかもしれない。いずれにせよ良い傾向なので、原課に問い合わせ、分かったことがあれば教えてほしい」

(長城委員) 「基本目標④(地球温暖化を防ぐ)について、28年度に電力削減量が大きく減っているが、理由は何か？」

(事務局) 「27年度頃から放課後のキッズスクエアや夏休みや冬休み期間中の学習部屋等として校舎を解放しているとのこと。利用状況の変化に伴い、電気使用量が増加し

ているようだ」

(長城委員) 「私の子どもが通っている学校でも始まっているので、恐らく原因になっていると思う」

(久会長) 「施設使用方法としてはとても良いことだが、一方で電気使用量が増えてしまう。バランスのとり方が非常に難しいところだと思う。他に意見等はあるか？」

(井上委員) 「基本目標④の指標3つ目(公共施設への再生可能エネルギー導入件数(累計))について、ここでは再生可能エネルギーとして太陽光発電設備が挙げられている。他の自治体における再生可能エネルギーの利用例を調べてみると、下水処理場で小規模水力発電設備を運用しているところもある。現在芦屋市での再生可能エネルギー利用例は太陽光熱利用に限られているので、提案ではあるが、小規模水力発電設備の導入を検討されてはどうか？」

(事務局) 「小規模水力発電設備の話は以前からあるが、例えば下水処理場のようなプラント設備では消費電力の規模が桁違いであり、小規模水力発電設備を設けても内部利用ができない。また、街灯のように1日のうちで使用しない時間帯があるものに電力供給する場合は蓄電設備も別途必要になるため、それらを含めた保守管理をも考えると採算が取れない。よくある例としては、農業地帯の水路に設置して街灯等に使用する場合があるが、これは近くに電線が無く電力を得にくい場合。電線が整備されている本市では、小規模水力発電設備の設置予定はない」

(井上委員) 「かなり小型で設置がしやすく、他市でも使用している例がある。機会があるならご検討いただきたい」

(久会長) 「再生可能エネルギー導入に関して、芦屋市の近辺では岡山県真庭市で電力自給率5割を目指して取り組んでいる。真庭市では豊富な森林資源を利用しているが、他にもバリエーションが増えてきている。今後の再生可能エネルギーの活用を考えるに当たって参考にしてもらえればと思う」

(美濃委員) 「基本目標①(自然環境を守る)の指標2つ目に『公園のバリアフリー化率』が挙げられているが、これの具体的な設備は？」

(事務局) 「公園によって実施可能な内容が異なると聞いている。手すりの設置のみであっても公園によってはバリアフリー化の例として数えている場合があると思う」

(美濃委員) 「国交省が都市公園移動等円滑化基準^{*2}(以下、「バリアフリー化基準」という。)を示しているが、それに基づくものか?あるいは芦屋市独自の基準があるのか?」

(※2：「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき施行された「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年度国土交通省令第115号）」のこと。道路の幅やスロープの傾斜等，バリアフリー化に関する具体的な基準が定められている）

(事務局) 「本市で可能な部分についてバリアフリー化を進めていると聞いている」

(美濃委員) 「バリアフリー化の完了・未完の判断基準はどうなっているのか。例えば，公園設備全体のうち，バリアフリー化基準の適不適で判断しているのか」

(事務局) 「原課に確認する」

(久会長) 「判断方法として，例えばバリアフリー化基準の適不適はある意味明快なので，美濃委員の意見を原課に伝え，可能であれば採用してもらえればと思う」

(上田委員) 「基本目標②の指標2つ目に「光化学オキシダントの（環境基準超過時間）」が挙げられている。年度によりこの時間が変動している理由は何か？」

(事務局) 「本市で発生したものもあるが，天候や市外からの流入があるため，値は流動的となっている」

(上田委員) 「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に伴い，今後増加する可能性も予想されるのか？」

(事務局) 「準備書にて数値が示されているが，影響の有無を問われれば，影響はゼロではないと思う」

(久会長) 「以前，この点に関する準備書の記載で議論があった所だが，桁的には現状の値よりも2桁程度小さいので，事業者は大規模な影響はないと評価していた」

(上田委員) 「この点は先ほどの答申案に含まれていると思うが，大きな影響が出ないよう配慮してほしい」

(近藤委員) 「基本目標④について。電気使用に伴うCO₂排出量が4分の1になる計算とのことだが，電力使用量に換算するとどの程度か。電気使用量自体も減るのか」

(事務局) 「電気使用量そのものはエネルギー使用量を見ていただきたい。CO₂排出量は『電気使用量×排出係数^{*3}』により見積もられる。排出係数は電力会社ごとに異なる。ここでは，電力自由化により契約できる電力会社を選べるようになったことを踏まえ，排出係数の低い電力会社と契約することでCO₂排出量を抑える狙いがある。電力

使用量自体が大きく変わるわけではない」

(久会長) 「少し補足をする。この辺りは先ほどの井上委員の小規模水力発電の話とも絡むが、発電方法や燃料等によって排出係数が変わる。市役所に限らず、可能であれば我々の家庭でも、排出係数の低い電力会社と契約することでCO₂排出の少ない電力を使うことができ、家庭でできるCO₂排出対策につながる。今後も芦屋市として積極的に活用してもらいたい」

(※3: 排出係数は、「1kwhの電力(≒掃除機1台を「強」で1時間使用し続ける際に必要な電力)を作る時に排出される二酸化炭素の質量(t)」と定義される。久会長の発言にもあるとおり、排出係数は発電方法や燃料等に左右され、一般的に火力発電等では大きい値、太陽光発電等では小さい値となる)

(畑中委員) 「基本目標③(美しいまちなみを育む)にて挙げられているマナー条例について尋ねたい。歩行喫煙禁止については私も理解しているが、喫煙者側にも思いがある。芦屋市が指定する喫煙所には排煙機能等が不十分であり、ここで喫煙する際の煙が喫煙所外に流れ、他の市民への迷惑に繋がっているようだ。管理に問題があるのではないか?この点を市議会でも取り上げ、芦屋市としてどのように考えるかを問うているものの、何も対応がなされていないようだ。喫煙所の利用者からすれば、『市が喫煙しても良いと定めた場所でルールを守って吸っているにも関わらず、周囲の人たちから苦情を言われる』ことになる。国際観光文化都市を掲げる芦屋市として、この状況は改善すべきではないか?」

(事務局) 「喫煙エリアは限定している。また、風向き等により苦情が発生していることも承知している。現在示せる取組の具体策はないが、適切な策を取り入れて取組んでいく」

(畑中委員) 「しっかり取り組んでいただきたい」

(久会長, 別件につき退席)

(畑中委員) 「基本目標①に、芦屋川の清掃が挙げられているので、直接関連することではないが、芦屋川に関して尋ねたい。芦屋川には現在ヨシが自生しているが、文献等によると本来芦屋川には棲息していない(=外来種)とのことだった。これは事実か?」

(事務局) 「事実。一部定着が認められる」

(畑中委員) 「芦屋川では外来種に相当するヨシに在来種が棲息地を追いやられている。市民等からは現状を憂いる声がいくつも寄せられている。この現状を知りながら、

駆除しないのは何故か」

(事務局) 「日本の在来種であるならば、生物多様性の面を踏まえると駆除しない方が
良いのではないかと考えている」

(畑中委員) 「問題提起されている方がいらっしゃるので、芦屋川を守る観点から一度
考えていただきたいと思い、質問させていただいた。本題に戻り、基本目標①の清掃に
関して尋ねたい。キャナルパークでごみ掃除を沢山していただいている。各位もご承知
のとおり、南芦屋浜地域に他都市から多くの方が釣りに来られているが、それに伴うご
み問題が深刻な環境問題となっている。マナー条例による釣りの規制なども検討しては
どうかと思う。現状を踏まえると規制も止むを得ないと思えるが、この点はどうか？」

(事務局) 「こちらも現状確認をしている。今まさに釣りのシーズンであり、シーズン
中にごみ袋が置かれていることも確認している。所管である兵庫県と釣具店がタイアッ
プすると共に、自主的な清掃活動に取り組んでいるので、現状釣り禁止を考えていな
い」

(畑中委員) 「マナー条例によると、空き缶等を投げ捨て、放置した場合は罰金に処す
るとなっている。南芦屋浜地域は芦屋市内なので、巡回している美化推進員にごみを放
置した者から罰金を徴収させてはどうか。厳しい姿勢で臨まないと、住民の生活環境等
は守れないと思うが」

(岸副会長) 「この点は、住民も気を付けなければならないことと思う。他にあるか」

(多田委員) 「先ほど畑中委員からご指摘もあったが、特に南芦屋浜地域からキャナル
パークにかけて、尼崎港管理事務所と芦屋市とで管轄の縦割りが多い気がする。また、
ごみや落ち葉が散乱しているのに、撤去するよう連絡を入れてもたらい回しにされるだ
けで撤去がされないことがある等、連携がうまくいってないようだ。また、一步奥に踏
み込んだだけで清掃の有無が分かる程、管轄違いに伴う管理の差が浮き彫りになって
いる地点もある。せっかくの遊歩道なので、清掃による連携もしてもらいたい」

(岸副会長) 「確かに管轄が違うからと一概に線引きできるものではない。兵庫県と
市、そして住民がみんなで行わないといけない問題だろう。他にあるか。無いようなら
ば議事は終了とする。事務局より連絡事項等はあるか」

(事務局) 「神鋼等より情報提供があれば適宜委員各位に情報提供を行う」

以 上